

第 12 章 I C T 活用工事（橋梁上部工）

1 I C T 活用工事（橋梁上部工）

1-1 概要

I C T 活用工事（橋梁上部工）とは、以下に示す施工プロセスの各段階において、I C T 施工技術を活用する工事をいう。

① 3次元起工測量

橋梁上部工においては該当なし。

② 3次元設計データ作成

発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

I C T 活用工事（橋梁上部工）の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

③ I C T 建設機械による施工

橋梁上部工においては該当なし。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

橋梁上部工の施工管理において、下記に示す方法により、施工管理を実施する。

（1）出来形管理

下記1）～4）の技術から（複数可）して、出来形管理を行うものとする。

また、以下1）～4）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4）トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により1）～4）のI C Tを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして、出来形管理を行っても良いものとし、事前に監督員と協議する。

また、出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。

厚さ管理は本要領の対象外とする。

⑤ 3次元データの納品

上記②④による3次元データを、工事完成図書として電子納品する。

3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

1-2 対象

(1) 対象工事

- 1) 鋼橋上部
- 2) コンクリート橋上部

(2) 適用対象外

従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

2 ICT活用工事の実施方法

2-1 発注方式

「受注者希望型」を選択して工事を発注する。

受注者より希望があり、発注者との協議が整った場合には、ICT施工技術を活用できる。なお、ICTの活用にかかる費用は設計変更の対象とする。

2-2 実施方法

発注者は、下記に従い、起工書、案件公表時、特記仕様書に当該工事がICT活用工事（橋梁上部工）である旨を記載する。

① 起工書への記載

起工書の「その他」欄等に以下のように記載する。

本工事は、ICT活用工事（橋梁上部工）（受注者希望型）である。

② 案件公表時の記載

発注予定表において、「発注予定備考」欄等に以下のように記載する。

本工事は、ICT活用工事（橋梁上部工）（受注者希望型）である。

③ 特記仕様書への記載

建設局特記仕様書作成要領の記載例による。

3 積算

I C T活用工事（橋梁上部工）の積算にあたっては、国土交通省のI C T活用工事（構造物工（橋梁上部））積算要領に基づき積算するものとする。

4 監督・施工管理・検査

I C T活用工事（橋梁上部工）を実施するにあたっては、国土交通省から公表されている施工管理要領、監督検査要領に則り、監督・施工管理・検査を実施するものとする。

なお、従来手法により監督・施工管理・検査をする場合は、事前に監督員と協議すること。